

出願商標「I ♥ JAPAN」拒絶審決取消請求事件：知財高裁令和1(行ケ)10164・令和2年6月17日(2部)判決<請求棄却>

### 【キーワード】

日本国名＋ハート図形＋JAPANの結合標章，需要者が何人かの業務に係る商品・役務であることを認識することができない商標（商標法3条1項6号）

### 【事案の概要】

本件は，商標登録出願の拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は，商標法3条1項6号の該当性である。

#### 1 特許庁における手続の経緯等

原告（クルーズカンパニー株式会社）は，別紙1「本願商標目録記載」（以下，「別紙1」という。）記載の商標（以下，「本願商標」という。）について，商品区分第14類，第16類，第18類及び第24類に属する商品を指定商品として，平成30年4月17日に商標登録出願（商願2018-49161。甲1）をし，同年7月4日に手続補正（以下，「本件補正」という。）をして（甲2），指定商品は，別紙1のとおりとなった。

原告は，平成30年10月16日付けで拒絶査定（甲3。以下，「本件拒絶査定」という。）を受けたので，同年12月20日，これに対する不服の審判（以下，「本件審判」という。）を請求した（不服2018-16957。甲4）が，特許庁は，令和元年10月23日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（以下，「本件審決」という。）をし，その謄本は，同年11月5日に原告に送達された。

#### 2 本願商標について

本願商標は，別紙1の構成からなり，第14類，第16類，第18類及び第24類に属する別紙1の各商品を指定商品とするものである。

#### 3 本件審決の理由の骨子

(1) 本願商標は，「I」の欧文文字とハート型図形とを横に並べたもの（以下，「Iハート図形」という。）とその下に「JAPAN」の欧文文字を書してなるものである。

##### (2) ア Iハート図形の意味合いについて

Iハート図形は，全体として「私は～が大好きです。」程の意味合いを表す英語の「I LOVE ～」を端的に表意するものとして広く用いられている。

イ Iハート図形の横又は下に何らかの文字を結合してなる表示について

(ア) Iハート図形とその横又は下に何らかの文字を書してなる表示

Iハート図形とその横又は下に何らかの文字を書してなる表示は，何らかの文字が表すものに対して愛着の気持ち等を表す商品のデザインとして，例

えば、被服等の同業者間で、商品に直接表示することにより、広く使用されているものである。

(イ) I ハート図形とその横又は下に「地名」を書してなる表示

I ハート図形とその横又は下に「地名」を書してなる表示は、上記(ア)のとおり、国や都市等、当該地名が表す所に対して愛着の気持ち等を表す商品のデザインに加え、当該表示された国や都市の土産物において客の関心をひくための商品のデザイン等として、例えば、被服等の同業者間で、商品に直接表示等することにより、広く使用されているものである(別紙2(1)～(10)、(12)～(28))。

(ウ) I ハート図形とその横又は下に「JAPAN(日本)」の文字を書してなる表示

I ハート図形とその横又は下に「JAPAN(日本)」の文字が書された表示は、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対して、愛国や愛着の気持ちを表す商品のデザイン、あるいは日本の土産物において客の関心をひくための商品のデザイン等として、例えば、被服等の同業者間で、商品に直接表示することにより、広く使用されているものである(別紙2(1)～(10)、(12)～(19))。

ウ I ハート図形の使用

上記イのとおり、I ハート図形とその横又は下に何らかの文字を結合してなる構成の表示は、いずれもありふれたものであって、現在多数人により使用されている態様というのが相当である。

(3) 上記(2)のとおり、I ハート図形と、その横又は下に何らかの文字を結合してなる表示は、当該表示に関する取引の実情から、何らかの文字が表すものに対して愛着の気持ち等を表す商品のデザインとして、また、その何らかの文字が「地名」である場合は、当該表示された地域や都市に対する愛着の気持ちを表す商品のデザイン、又はその土地の土産物において客の関心をひくための商品のデザイン等として、さらに、「地名」が「JAPAN(日本)」である場合は、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対して愛国や愛着の気持ち等を表す商品のデザイン、又は日本の土産物において客の関心をひくための商品のデザイン等として、例えば、被服等の同業者間で、商品に直接表示等することにより、広く使用されているものである。

そうすると、本願商標は、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対して愛国や愛着の気持ち等を表す商品のデザイン、又は日本の土産物などにおいて客の関心をひくための商品のデザイン等として広く用いられているものであって、また、その構成自体もありふれているものと認められるから、本願商標は、誰もがその使用を欲するものと判断するのが相当である。

以上からすると、本願商標は、その指定商品について使用しても、これに接する需要者は、「私は日本が大好きです。」程の意味合いを表すものであって、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対して愛国や

愛着の気持ちを表す商品のデザイン、又は日本の土産物において客の関心をひくための商品のデザイン等と認識、理解するにとどまるものであるから、本願商標は、自他商品の識別標識とは認識し得ないものといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標というべきであるから、商標法3条1項6号に該当する。

## 【判 断】

### 1 取消事由1（商標法3条1項6号該当性の判断の誤り）について

#### (1) 本願商標の構成について

ア 本願商標は、別紙1に記載のとおり、Iハート図形とその下に「JAPAN」の欧文字を書してなるものであり、別紙1に記載の商品を指定商品とするものであるところ、本願商標の構成のうち、Iハート図形が全体として、「私は～が大好きです。」との意味合いを表す英語の「I LOVE ～」を端的に表意するものであること、Iハート図形とその横に又は下に何らかの文字を結合した表示が、何らかの文字が表すものに対して愛着の気持ち等を表すものとして理解されることは当事者間に争いが無い。

そうすると、Iハート図形の横又は下に「地名」を結合した表示は、当該地名（国名や都市名等）が表す場所に対する愛着の気持ち等を表すものとして理解されると認められる。

イ(ア) 別紙2に掲げた証拠及び弁論の全趣旨によると、別紙2のとおり、本件審決前に、日本において、インターネットのウェブサイトのIハート図形が使用されている表示が30件（別紙2(1)～(10)、(12)～(19)、(21)～(32)）存したものと認められる。

また、証拠(乙42)によると、本件審決前に、「オスミツキ商店街」のウェブサイトにおいて、商品「ステッカー」の表面に「I」及び「♥」とその下に「TOYA」の文字を表示した画像（以下、「TOYA表示」という。）とともに、「オスミツキ商店街は、支笏洞爺国立公園内・洞爺湖温泉街にある雑貨屋、HOLIDAYMARKET TOYAの公式オンラインショップです。」、「I LOVE TOYA STICKER」、「ぜひいろんな場所にバシバシ貼って、洞爺好きをアピールしてください！」との記載があったことが認められる。

(イ) 上記(ア)の各表示のうちIハート図形の横又は下に「地名」を結合した表示（別紙2の(1)～(10)、(12)～(19)、(21)～(29)、(31)及びTOYA表示）は、結合した当該地名が表す場所に対する愛着の気持ち等を表す表示として、又は、当該地名が表す場所の土産物などとして客の関心をひくための表示として、被服を取り扱う事業者やステッカーを取り扱う事業者等の事業者によって使用されているものと認められる。

また、Iハート図形の横又は下に「日本」を意味する英語である「JAP

AN」の欧文字を結合した表示（別紙2の(1)～(10)，(13)～(19)）は、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対する応援の気持ちを表す表示として、被服を取り扱う事業者やステッカーを取り扱う事業者等の事業者によって、使用されていることがあると認められる。

(ウ) 証拠（甲10，21，22，乙10）及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。

a Iハート図形の下に「NY」を結合した表示は、1970年代後半から、ニューヨークの観光キャンペーンに用いるために「アイラブニューヨーク」というスローガンと共に使用され、Iハート図形の下に「NY」を結合した表示が付されたマグカップ、Tシャツなどのライセンス商品が販売されている。それらのライセンス契約による収入は年30億円にのぼるといわれている。

b Iハート図形の下に「JAPAN」を結合した表示が付されたTシャツ（別紙2の(7)）や、Iハート図形の下に栃木を表す「TG」を結合した表示が付されたTシャツ（別紙2の(31)）は、Iハート図形の下に「NY」を結合した表示を意識して作られた商品である。

(エ) なお、被告の提出する証拠のうち、乙1，22～28，37～41，43は、いずれも本件審決後に作成された書証であり、本件審決前にこれらの書証の表示が存在していたと認めるに足りる証拠はないから、これらの証拠を認定に用いることはできない。また、乙2，3は、書証上、作成日が明らかでなく、本件審決前の事情を示す表示であると認めることはできないから、これらを認定に用いることはできない。

## (2) 本願商標の商標法3条1項6号該当性について

前記(1)によると、本願商標は、「私は、日本が大好きです。」の意味合いとして容易に理解されるものであり、日本においては、Iハート図形の横又は下に「地名」を結合した表示は、結合した当該地名が表す場所に対する愛着の気持ち等を表す表示又は当該地名が表す場所の土産物などとして客の関心をひくための表示として、また、Iハート図形の横又は下に「JAPAN」を結合した表示は、日本又はスポーツの日本代表チームなど日本に属するものに対する応援の気持ちを表す表示として、被服を取り扱う事業者やステッカーを取り扱う事業者等の事業者によって使用されていることが認められるから、本願商標をその指定商品に使用した場合、本願商標に接する取引者、需要者は、これを、日本に対する愛着の気持ちや日本に属するものに対する応援の気持ちを表現したものあるいは日本の土産物を示すものと認識するにすぎないと認められる。そうすると、本願商標は、自他商品の識別力を有さないというほかない。

したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であるから、商標法3条1項6号に該当することになる。

(3)ア これに対し、原告は、商品販売サイトが存在することは、当該商品が

一般消費者の目に触れ、取引されていることを意味するものではない、既に商品の取扱いが終了している商品販売サイトは「広く用いられていること」の証拠とはならないと主張する。

証拠（甲25, 26, 40, 41）及び弁論の全趣旨によると、電子商取引サイトであるAmazon.co.jpの日本における取扱品目数は、平成27年当方で2億点（公表値）、売上高は1兆円と算出され、Yahoo!ショッピングの取扱品目数は、平成29年当方で2億8000万点を超え、楽天市場の取扱品目数は、令和元年12月時点で2億7000万点を超えていること、日本国内の消費者向けの電子商取引の市場規模は、平成30年には約1.8兆円に達していることが認められる。

しかし、前記(1)イ(ウ)のとおり、本願商標と同様に「Iハート図形+地名」の形をとる「Iハート図形+NY」の表示が、既に40年以上使用されている上に、日本国内においても、前記(1)イ(イ)のような使用例が29件存在していたことからすると、これらのウェブサイトにおける閲覧実績や販売実績を検討するまでもなく、本願商標は、前記(2)のとおり、自他商品識別力を有しないものと認められる。

前記(1)イ(ア)のウェブサイトの中に、既に商品の取扱いが終了している商品販売サイトが存するとしても、インターネットのウェブサイトにおいて、Iハート図形の横又は下に「地名」が結合した表示が存し、その表示が前記(1)イ(イ)で記載したようなものと理解されるのであるから、既に商品の取扱いが終了している商品販売サイトがあることは、前記(2)の判断を左右するものではない。

イ 原告は、本願商標に接した需要者が、本願商標が日本代表チームなどに対して愛着の気持ちを表すデザインあるいは日本の土産物において客の関心をひくためのデザインとして認識、理解することはない旨主張する。

しかし、本願商標は、「私は、日本が大好きです」の意味合いを容易に理解させるものであるところ、本願商標と同様に、Iハート図形の横又は下に「JAPAN」を結合した表示が、「応援」、「応援グッズ」、「代表チーム」、「サッカー」、「Wカップ」、「侍ジャパン」、「サムライジャパン」、「サッカー 野球」、「オリンピック2020」、「日本代表を応援しよう」などと共に商品販売サイトにおいて用いられていること（別紙2の(1)～(3)、(12)、(15)～(17)）からすると、本願商標に接した取引者、需要者は、当該表示は日本代表チームなどに対して愛着の気持ちを表す表示と理解することがあると認められる。また、本願商標と同様に、Iハート図形の横又は下に「地名」を結合した表示が、「日本のお土産に最適」、「グアムの定番お土産」、「JT Bのお土産通販サイト」、「松島お土産」、「江ノ電公認みやげ」、「栃木 お土産」などと共に商品販売サイトにおいて用いられていること（別紙2の(6)、(21)、(23)、(26)、(27)、(31)）からすると、本願商標に接した取引者、需要者は、当該表示は、日本の土産物として客の関心をひくための表

示と理解することがあるものと認められる。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

**ウ** 原告は、本願商標は、赤色のハート図形を用い、Iハート図形が標章の半分以上を占めるデザインとすることで、一見して日本に対する愛着の気持ちが瞬時に伝わる特徴的なデザインとなっているから、本願商標を需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標と評価することはできないと主張する。

しかし、本願商標に自他商品識別力がないことは既に判示したとおりであって、原告の主張を採用することはできない。

**エ** 原告は、本願商標と同種の商標が商標登録されていることから、本願商標には自他商品識別力があると主張する。

証拠（甲36, 37, 39）によると、①指定商品を第25類（被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴）とし、本願商標と同じ構成を有する商標が、原告を商標権者として、平成27年3月27日に商標登録されていること、②指定役務を第30類（菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドックなど）とし、本願商標と同じ構成を有する商標が、原告を商標権者として、平成30年6月15日に商標登録されていること、③指定役務を第35類（広告業、トレーディングスタンプの発行、経営の診断又は経営に関する助言など）とし、Iハート図形の下に「TOKYO」と記載した商標が、米国の企業を商標権者として、令和元年7月5日に商標登録されていることが認められる。

しかし、本願商標に自他商品識別力が認められないことは既に判示したとおりであるところ、商標法3条1項6号該当性の判断は、個別具体的に検討、判断されるものであるから、上記①～③の商標登録がされているからといって、本願商標に自他商品識別力があると認めることはできない。

**オ** 原告は、本願商標と同一のデザインを表示した商品を多数生産、販売した実績があり、今後も生産していく予定であると主張し、原告代表者の陳述書（甲27）には、平成27年3月以降、原告は、本願商標と同一のデザインを施したTシャツ、靴下、トートバック、キーホルダー等のアパレル雑貨や、土産用の菓子など約10万点を生産し、実店舗を中心に販売したこと、原告は、平成30年以降、「I♥JAPANプロジェクト」を始めること、本願商標と同一のデザインの商標について商標登録を受けており、これらの商標については、他社に対して使用を許諾し、使用許諾先では本願商標と同一のデザインの商品を6万点ほど生産中で、今後は20万点以上の規模で生産することを計画していることなどの記載がある。

しかし、本願商標に自他商品識別力が認められないことは、既に判示したとおりであって、上記の陳述書の記載によってもこの判断は左右されない。

(4) 以上によると、取消事由1は理由がない。

## 2 取消事由2（裁量権の逸脱、濫用）について

原告は本件拒絶査定及び本件審決は平等原則に反し、裁量権の範囲を逸脱、濫用している旨主張する。

しかし、本願商標に自他商品識別力が認められないことは既に判示したとおりであり、本願商標と同種の商標が登録されている点についても、前記1(3)エのとおりであるから、本願商標が商標法3条1項6号に該当するとした本件審決の判断に違法な点はない。

したがって、取消事由2は理由がない。

## 3 結論

以上によると、原告の請求には理由がないから、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 筆者のみならず外国の商標に関心のある者は、かつて「I ♥ NY」という表示のブランドを承知しているだろう。そして、そのブランドは、Tシャツの表面にも大きく印刷されていたのである。

そうすると、本願商標に係る表示は前記ブランドのアイデアを模倣したものであるといえるものであることを何人も理解することができるのであるから、そのような考えが商標登録の可否を決める前提の知識として審査官にはあったとしてもおかしくないところ、拒絶理由としては商標法3条1項6号に規定する「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標」であることを理由に特許庁では拒絶したのである。

このような判断は、出願商標が有する前記アイデアを超えて、すでに存在する「NY」の場合と共通する理由が、本願の「JAPAN」にはあると解されたのであろうが、妥当というべきであろう。

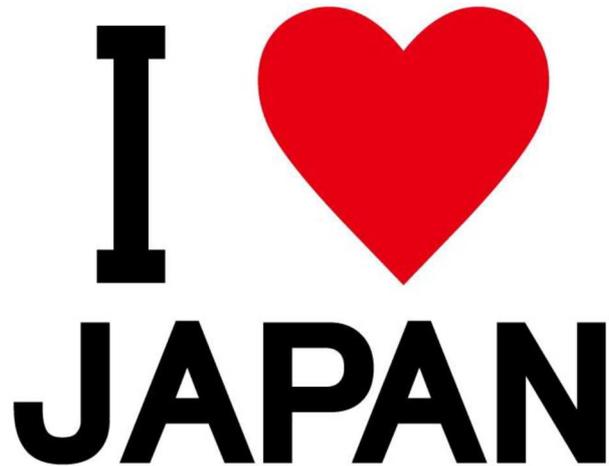
2. その意味では、本件はあまり論評する余地のない事案であるといえる。

[牛木 理一]

(別紙1)

〔本願商標目録〕

商標の構成：



商品及び役務の区分並びに指定商品及び指定役務：

【第14類】

キーホルダー，キーホルダー用のチェーン，キーホルダー用キーヘッドカバー，根付，身飾品（「カフスボタン」を除く。），時計

【第16類】

紙類，文房具類，印刷物，書画，写真，写真立て，事務用又は家庭用ののり及び接着剤，あて名印刷機，印字用インクリボン，自動印紙はり付け機，事務用電動式ステープラー，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機，紙製包装用容器，プラスチック製包装用袋，紙製のぼり，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナプキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ

【第18類】

かばん類，財布，袋物，携帯用化粧道具入れ，皮革製包装用容器，愛玩動物用被服類，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄，皮革

【第24類】

布製身の回り品（「タオル・ハンドタオル・バスタオル・手ぬぐい・ハンカチ・ふくさ・ふろしき」を含む。），織物，フェルト及び不織布，かや，敷布，布団，布団カバー，布団側，まくらカバー，毛布，織物製テーブルナプキン，織物製トイレットシートカバー，織物製いすカバー，織物製壁掛け，カーテン，テーブル掛け，どん帳

(別紙2)

平成31年3月27日付けで審尋により開示した証拠

(1) 「ウィッグランド Yahoo店」のウェブサイトにおいて、「応援シルクハット(青) I LOVE JAPAN サッカー 応援 鳴り物 ペイント かぶりもの」の見出しの下、商品「帽子」の前頭部に、「Iハート図形」とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに、「【パーティーグッズ/イベント/演出/応援グッズ応援シルクハット(青) I LOVE JAPAN】応援をおしゃれに楽しむ♪アイラブジャパン!!」との記載がある。(甲28, 乙4)

(2) 「Honey Butterfly」のウェブサイトにおいて、商品「よだれかけ」の全面に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を表示した画像とともに、「プレゼント、ギフトにもオススメです!」、「【おもしろよだれかけ】【Wカップ★応援グッズ】ベビービブ パイル I LOVE JAPAN/なでしこ/サムライ/サッカー/スタイ/よだれかけ e-33」との記載がある。(乙5)

(3) 「サッカーショップ グラシラス」のウェブサイトにおいて、「日本代表を応援しよう! 『I ラブ JAPAN』 アンクルソックス」の見出しの下、商品「靴下」の足の甲に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに「サッカー日本代表の応援グッズを意識して作られた『I ラブ JAPAN』の可愛い文字入りのアンクルソックスです。愛国心を強めて応援できる楽しいアイテムです。家族揃ってサッカー日本代表を応援しよう!!」との記載がある。(乙6)

(4) 「Amazon. co. jp」のウェブサイトにおいて、「I LOVE JAPAN/アイラブ日本 防水ステッカー I LOVE JAPAN/アイラブ日本 防水ステッカー 【1点】」の見出しの下、商品「ステッカー」の全面に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を表示した画像とともに、「UNder Sell (アンダーセル)」及び「様々なファン・マニア・フェチ・愛好家の為のThis Is 【I LOVE・・・シリーズ】ステッカー!!あなたの愛するモノを家族や友達、まわりの皆様に大アピールしちゃいましょう!!」との記載がある。(乙7)

(5) 「Womma!」のウェブサイトにおいて、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに、「Tシャツ アイラブ日本 I LOVE JAPAN」との記載がある。(乙8)

(6) 「Amazon. co. jp」のウェブサイトにおいて、商品「帽子」の前頭部に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに、「立体刺繍和柄キャップ『I LOVE JAPAN/アイラブジャパン』 黒 フリーサイズ/外人さんへの日本のおみやげに最適帽子」, 「デュエット・ワールド」及び「今や世界の合言葉I LOVE JAPANが立体3D?になってて大感激。」との記載がある。(乙9)

(7) 「T-SHIRTS TRINITY」のウェブサイトにおいて、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに、「I LOVEデザイン専門店『I LOVE SHOP』です。様々なポップでカワイイI LOVE文字Tシャツを販売していますよ〜。», 「I LOVE JAPAN 『I LOVE NY』じゃなく, 『I LOVE JAPAN』です。シンプルでカワイイロゴTシャツですよー。 しかも, 『I♥』の部分はポップでカワイイI LOVE NYオリジナルフォントになります〜」との記載がある。(乙10)

(8) 「Amazon. co. jp」のウェブサイトにおいて、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに、「Teeburon (ティービューロン) I love Japan chalk style 女性の Tシャツ」との記載がある。(乙11)

(9) 「Amazon. co. jp」のウェブサイトにおいて、商品「パーカー」の胸元に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに、「DFS I», 「I Love Japan メンズ パーカー スウェット ファッション スポーツ 快適 薄手 プルオーバー トレーナー ポケット付き カジュアル」との記載がある。(乙12)

(10) 「Amazon. co. jp」のウェブサイトにおいて、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を大きく表示した画像とともに、「Tシャツ I Love Japan 黒 Lサイズ 石川物産」との記載がある。(乙13)

(11) 「GENERAL STICKER 楽天店」のウェブサイトにおいて、商品「キーホルダー」の全面に、「アイ♥」とその下に「ジャパン」の文字を表示した画像とともに、「人気のアイラブシリーズがキーホルダーになりました。アイラブ キーホルダー/ALK-021 アイラブジャパン」との記載がある。(甲11)

(12)「ヤフオク！」のウェブサイトにおいて、商品「ステッカー」の全面に、Iハート図形とその下に「日本」の文字を表示した画像とともに、「I LOVE 日本 ステッカー 侍ジャパン\_サムライジャパン\_ZEAL 日本」及び「出品商品以外でも I ♥ LA, I ♥ 所沢, I ♥ 麻友, I ♥ 自由 などお好きな 地名, 名前, 言葉 でも作製します」との記載がある。(乙14)

(13)「Amazon.co.jp」のウェブサイトにおいて、商品「スマートフォンケース」の全面に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を表示した画像とともに、「JLFD M」及び「I Love Japan 人気のシリーズに iPhone ケース, 携帯電話保護ケース/男女兼用」との記載がある。(乙15)

(14)「Beam Smile」のウェブサイトにおいて、商品「ワッペン」の全面に、Iハート図形とその下に「JAPAN」の文字を表示した画像とともに、「人気のアイラブジャパンワッペン2枚SETです。定番のデザインで人気です。」及び「日本大好き外国人やイベントにピッタリです♪」との記載がある。(甲12, 乙16)

(15)「オリジナルステッカー・表札・印鑑の専門店Sticker-Kingdom」のウェブサイトにおいて、商品「ステッカー」の全面に、Iハート図形とその横に「JAPAN」の文字を表示した画像とともに、「I LOVE JAPAN ステッカー ラブ 日本 にっぽん にほん おもてなし オリピック2020年」との記載がある。(甲13, 乙17)

(16)「rakuten.co.jp」のウェブサイトにおいて、商品「はちまき」の前頭部に当たる部分に大きく、Iハート図形とその横に「JAPAN」の文字を表示した画像とともに、「応援ハチマキ I LOVE JAPAN キーワード 応援グッズ 日本 ニッポン ジャパン 代表チーム サッカー 野球観戦 B-2197 267766 02」及び「ハロウィンランド」との記載がある。(乙18)

(17)「GALLERY 2オンラインショップ」のウェブサイトにおいて、「応援カチューシャ ヘアバンド」の見出しの下、商品「ヘアバンド」の全面に、Iハート図形とその横に「JAPAN」の文字を表示した画像とともに、「アイ ラブ ジャパン カチューシャをつけて、オシャレをしながら日本代表を応援しよう！」との記載がある。(乙19)

(18)「M-d e c o 楽天市場店」のウェブサイトにおいて、商品「タオル」の全面に、Iハート図形とその横に「J A P A N」の文字を表示した画像とともに、「M-d e c oセレクトの30 x 78 cmサイズのフェイスタオル POPなデザインが魅力☆ 全38種類 (略) アイラブジャパン」との記載があります。(乙20)

(19)「Amazon. co. jp」のウェブサイトにおいて、商品「男性用パンツ」の臀部に、Iハート図形とその横に「J A P A N」の文字を大きく表示した画像とともに、「(エフディーエス) FDS ボクサーパンツ メンズ I LOVE JAPAN」との記載がある。(乙21)

(20)「株式会社TCD」のウェブサイトにおいて、Iハート図形とその下に「NY」の文字を表示した画像とともに、「『I ♥ NY』のロゴは今年40周年を迎えますが、現在もニューヨークの観光キャンペーンに使用されています。ロゴの登録商標権は、現在ニューヨーク州観光局が持っており、『I ♥ NY』のロゴが表示されたマグカップ、Tシャツなどのライセンス商品のライセンシング契約による収入は年間で30億円にのぼるそうです。『I ♥ NY』をパロディにしたアイテムも世界中で制作され、数えきれません。

(略)『LOVE』を『♥』に置き換えただけのシンプルなデザインですが、誰が見ても瞬時に伝わるのが国を越えて愛される一つの理由であり、革新的なアイデアとも言えます。」との記載がある。(甲22)

(21)「HONEYLAND」のウェブサイトにおいて、商品「マグカップ」の側面に、Iハート図形とその下に「GUAM」の文字を大きく表示した画像とともに、「I LOVE GUAM の限定グッズが買えるのはハニーランドだけ!!」,「アイラブグアム マグカップ I LOVE GUAM 黒 mug cup お土産 定番 [GUAM001]」及び「グアムの定番お土産といえば、『マグカップ』。特にアイラブグアムのマグカップは人気ナンバーワン!!」との記載がある。(甲33, 乙29)

(22)「usedoor」のウェブサイトにおいて、「【A Tシャツ】『WE ♥ A HANABI SHOW supported by セブンイレブンオフィシャルグッズ』を予約・購入する方法」の見出しの下、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「okinawa」又は「music」の文字を大きく表示した画像とともに、「Aちゃんの大切な場所okinawaがデザインされたTシャツが登場! (略) 最後の日はみんなでI LOVE Tシャツを着て盛り上がっちゃおう!」及び「Aちゃんの大好きなmusicがデザインされたTシャツが登場! (略) 最後の日はみんなでI LOVE Tシャツを着て盛り上がっちゃおう!」との記載がある。(甲14, 乙

30)

(23) 「WORLD SHOPPING PLAZA」のウェブサイトにおいて、商品「チョコレート」の包装紙に、Iハート図形とその下に「韓国」の文字を大きく表示した画像とともに、「JTBのお土産通販サイト」及び「I LOVE KOREA チョコ3箱セット 印象的なデザインのパッケージ モダンなデザインが目を引くパッケージのミルクチョコです。」との記載がある。(甲15, 乙31)

(24) 「GENERAL STICKER 楽天店」のウェブサイトにおいて、商品「バッジ」の全面に、Iハート図形とその下に「SAITAMA」の文字を表示した画像とともに、「I LOVE ご当地 EDITION アイラブご当地缶バッジ ILC-011 I love SAITAMA (埼玉県)」との記載がある。(甲16, 乙32)

(25) 「amazon.co.jp」のウェブサイトにおいて、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「大阪」の文字を大きく表示した画像とともに、「Club t (クラブティー)」、「I Love 大阪 Tシャツ」及び「大阪をこよなく愛するアナタへ」との記載がある。(乙33)

(26) 「松島お土産.com」のウェブサイトにおいて、商品「ステッカー」の全面に、Iハート図形とその横に「宮城」の文字を表示した画像とともに、「商品名：アイラブ宮城 ステッカー」の記載がある。(甲34, 乙34)

(27) 「Chigasaki Style」のウェブサイトにおいて、「江ノ電公認みやげ【I Love 湘南】」の見出しの下、商品「菓子」の包装紙に、Iハート図形とその横に「湘南」の文字を表示した画像とともに、「【I Love 湘南】ホワイトチョコ ラング・ド・シャは、富士山・茅ヶ崎・江の島・鎌倉・七里ガ浜・烏帽子岩・サザンC・サザンビーチ・サーファー等をイメージする”湘南”スタイルのおみやげです。」との記載がある。(甲18, 乙35)

(28) 「usedoor」のウェブサイトにおいて、「【A Tシャツ】『WE ♥ A HANABI SHOW supported by セブンイレブンオフィシャルグッズ』を予約・購入する方法」の見出しの下、商品「ステッカー」の全面に、Iハート図形とその横に「okinawa」又は「music」の文字を表示した画像とともに、「ステッカー(2枚1セット) Aちゃんの大好きなmusicと大切な場所okinawaがデザインされたステッカーが2枚1セットで登場!お気に入りのアイテムに貼ってAちゃんILO

VEグッズにしちゃおう！」との記載がある。(乙36)

(29)「TMI X」のウェブサイトにおいて、「あなただけの、I Love (アイラブ) オリジナルTシャツをデザインしよう！」の見出しの下、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「NY」,「Soccer (「o」の文字はボールのデザイン)」又は「Dad」の文字を大きく表示した画像とともに、「ハートと文字の組み合わせだけで、とてもオシャレで楽しいI Love Tシャツが作れます!『I Love○○』○の中に好きな人の名前でもいいし、画像やお気に入りの言葉を入れてデザインするのもOK!!あなただけのオリジナルTシャツを完成させよう♪ カップルで着るもよし、友達と着るもよし、チームで思い思いのI Loveをデザインするともっと絆が深まるTシャツになりますよ☆TMI XではとてもかんたんにオリジナルのI Love (アイラブ) オリジナルTシャツを作れます。」との記載がある。

(甲19)

(30)「オリジナルプリントの432デザインファーム」のウェブサイトにおいて、「I-LOVE平成Tシャツ 023C」の見出しの下、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「平成」の文字を大きく表示した画像とともに、「胸に大きく『I LOVE 平成』をプリントしたTシャツです!!2文字までなら『平成』の部分を自由に変更可能です!お住まいの地域、名前、学校などお好きな文字でお楽しみください。」との記載がある。

(31)「Womma!」のウェブサイトにおいて、「栃木 お土産 I LOVE TG TEE アイラブ栃木おもしろtシャツ 誕生日プレゼント 女性 男性 女友達 おもしろ Tシャツ プレゼント ギフト GIFT」の見出しの下、商品「Tシャツ」の胸元に、Iハート図形とその下に「TG」の文字を大きく表示した画像とともに、「アイラブニューヨークではない!アイラブ栃木だっ!!ただのパロディを越えた超売れ筋愛郷Tシャツ。本当に栃木が好きな人着て街を闊歩して欲しいド定番の一枚です。」との記載がある。

(甲21)

(32)「スポーツネットマツヤマ」のウェブサイトにおいて、「NEW!!オリジナルデザイン 日本製バレーボールソックス 【即納】バレーボール ソックス 日本製 ハイソックス MVS-2952 レディース バレーソックス」の見出しの下、商品「靴下」の足首から脛の部分に、Iハート図形とその横に「VB」の文字を大きく表示した画像とともに、「I LOVE VB (バレーボール)」のシンプルで可愛いメッセージデザイン」との記載がある。(甲35)